

令和6年度 第5回

開催年月日 令和6年8月9日

開催場所 高知労働局 別館会議室(301)

出席委員数	議題	1	高知県最低賃金の改定審議
公益代表	2名	2	その他
労働者代表	3名		
使用者代表	3名		

次回専門部会開催予定日 令和6年8月13日

[開会] 午前10時00分

部会長 ただ今から、第5回高知県最低賃金専門部会を開催します。  
まず、本日の会議の定足数について事務局から報告をお願いします。

賃金室長 本日の出席者につきまして、公益委員2名、労働者側委員3名、使用者側委員3名の計8名のご出席いただき、定足数を満たしておりますので、本専門部会が有効に成立していることをご報告します。

部会長 それでは、前回審議しました政府等への要望事項を作成しておりますので、事務局から説明してください。

事務局 朗読

部会長 これまで審議の中で出てきた内容などをまとめたものとして、案を作成いたしました。これに関して、現段階でのご質問やご意見はございますか。

沖田委員 まず1点、ロードマップを明示いただきたい。  
2030年半ばまでに1,500円については説明をしているということで逃げられてしまう可能性があるのですが、政府が示す1,500円について、どういうことで提示したのか、日本の賃金がどうあればいいのかというような具体的なものについての理想や、あるべき姿といったものを示してもらいたいということをぜひ入れていただきたい。そうでないと、1,500円だけ独り歩きしてしまいそうに思います。

昨日も言いましたが、1,500円が本当にいいのかわかりませんが、我々はなかなか判断できないところがあるから、そこをきちんと政労使で話して、その結果、目指す先が1,500円なら1,500円、2,000円なら2,000円でもいいと思うので、詰めた上で示していただきたい。

ロードマップについては、地方によっていろいろ事情があるから、中賃と同じようにこれだけ上げていけないといけなくてと言われても上げられないときもあるので、最終的には「2035年には1,800円を目指してもらいたい」というようなことで、1,800円の根拠を示した上で、「それに向けて、地方最低賃金審議会で検討いただきたい」という形がいいのかなと思う。今までロードマップについてはずっと伝えてきましたが、結局何も出てこない。

ここにこだわってもいけないのかなとも思うが、私はどちらかというと、1,500円の根拠について掘り下げてお示しいただけたら、確かにそうだと腑に落ちたら、その1,500円を目指して、我々は地方最低賃金審議会も頑張っていくといけなくていいところがあるんですが、曖昧な1,500円に引っ張られて目安額も決まり、地方の審議会も進んでいくということに納得がないというところが一番大きなところだと思う。そこをきちんとしてもらわないといけなくて感じております。

2つ目に、全会一致での結論を目指していただきたいというふうに前回お話ししましたが、要件にするぐらいでもいいんじゃないかと思っています。

規則を見ても、「全会一致で決めることが原則」という意味合いの書き出しをされているので、法的にもそうなら、そこは原則じゃないかという気がしております。全会一致を目指しているけれども、途中で諦めているという実態があるので、そこは諦めるのではなく、法の原則に従って、全会一致になるまで十分審議を尽くしてもらいたいという思い。

あと、(3)の年収の壁について、年収の上限というのは、全部に適用するのかどうかという件も非常に重要。昨日私は配偶者のみと特定したんですが、全員にこの年収の壁を撤廃することが本当にいいのかなと思っています。

たとえば、大学生・高校生でアルバイトをしている子どもさんの年収の壁を撤廃した場合、その子たちは自分で健康保険に入らないといけなくてか、厚生年金をかけないといけなくてか、といったことになってしまうので、全部撤廃していいのかなという思い。私の個人的な考え方としては、配偶者は女性活躍、ワークライフバランスの中で、女性が固定概念によって家庭に入るものといった見方をされていて、年収制限になったり、女性は家族に入るけど、そんなに稼がなくてもいいといった感覚になっているんじゃないかなというのがあるから、そこについて主張したい。このままでは子どもにも影響してく

るので、年収の壁を撤廃することはできないという結論になってしまう気がしている。配偶者のみに特定したほうがいいのではないかと考えています。

配偶者だから年収の壁を意識しているだけであって、一般的な方が年収の壁を意識して働いていたら生活できないから、そこはしていないと思う。より具体的に伝えて、検討するところを狭めたほうが検討しやすいんじゃないかと思っています。

市川委員 年収の壁の問題のそもそもの出発点は、年収調整による労働時間を調整されるということなので、配偶者か、子どもかというのはあまり関係ないのでは。

沖田委員 確かにそうなんですよ。  
年収の壁によって労働者が働く時間を調整し、特に年末には壁を意識して、労働時間を減らしてしまい、労働者が少なくなるということが問題の始まりだったと認識しています。

市川委員 学生もそうですよね。  
壁があって労働時間を調整されるのが困るということで、誰にもかわらず撤廃すると私は理解していました。配偶者だけでなく、子どもたちを含む扶養もその対象になると考えています。

沖田委員 私は子どもは外すべきだと思う。

市川委員 そもそも年収の壁自体をなくすべきでは。

沖田委員 私は子どもは違うと思っている。

市川委員 子どもは違うかどうかについては、私には会社経営の状況はわからないのですが、理屈からいうと一緒なのではないでしょうか。

学生も扶養から外れないように時間調整するということは、あり得る話じゃないでしょうかね。

沖田委員 それは経営者側の言い分ではないでしょうかね。

市川委員 実態としてはどういう働き方わかりませんが、制度として見たら、配偶者も子どもの扶養も関係ないと思っています。

- 沖田委員        私は配偶者に限定して、子どもには年収の壁を残してあげるべきではないかと思っております。
- 市川委員        現時点の要望としては、実態として、子どもの扶養に壁は関係ないというのであれば、かまいません。本質的にいいか悪いかということは別の問題だと思います。
- 部会長         今双方からご意見が出ましたが、どのようにいたしましょうか。
- 市川委員        労働側は今回の要望に限っていえば、「配偶者に限って年収の壁の撤廃」というふうに要請していただいてもかまいません。制度そのものについては、ここでやる話でもないので。
- 沖田委員        怖いのは、子どもが働き出したときに壁がないと、全員健康保険組合に入るとか、雇用保険をかけるとか、厚生年金をかけるということになってしまうんじゃないかという思いがあります。
- 実際に、子どもが働きすぎて大幅に超えてしまったっていうケースもあって、それは本人の責任であろうとは思いますが、壁を少し超えて140万円、150万円を稼いでしまったばかりに、健康保険の扶養家族に入れなくなって、病院での治療費なんかも遡って清算しないといけないというような事態があったんです。逆にいえば、親としては国が意識してもらいたいのではないかという思いがあります。
- 浜田委員        そういう子どもさんばかりはなくて、起業して親より年収があったりする方も中にはいらっしゃいます。
- 沖田委員        そういう人はそういう人でいいと思うんですよ。
- 自分で働いて、大学も出て、起業して働いている人はいいけれど、親から学費とかいろんなものの援助を受けながら大学へ行っている方においては、扶養されているという状況じゃないかと
- 浜田委員        今の制度では、どうしても学生さんでも130万円を超えると扶養から外れてしまうということもありますので、130万円であるとか、金額的なものについてはこの場では何ともいえないところがありますね。
- 沖田委員        そうなんですよ。それは政府に要望するところなんですけど、年収の壁は大きな課題になる。

市川委員 連合からいえば、そもそも壁を全部なくすということなので、学生も配偶者も関係ないんですよ。

沖田委員 扶養という概念はないということですか。

市川委員 多様な働き方を認めるということですかね。

宮地委員 私は、いきなり扶養をなくすという話ではないと思っていて、壁の金額を上げるという方法もあるわけでしょう。

市川委員 それはあります。

宮地委員 今の130万円を200万円、250万円にするといった方法もあるわけじゃないですか。

市川委員 当然そういう考え方もありますね。

ここでは制度についてどうするかという話ではないので、双方が考え方を出示ただけでいいのではないのでしょうか。

部会長 年収の上限を撤廃するというのも一つの考え方としてあるし、先ほど言ったような金額的に壁をもっと高くするという方法もあるというところで、今のお話だと、現状の喫緊の課題としたら、配偶者については撤廃をすることで合意できるというところですかね。

市川委員 今回の要望で対象としているのは配偶者の問題なので、そこに限定して政府に要請するということで、整理してもらってかまいません。

部会長 年金そのもの、全体的な問題というよりは、喫緊の課題として、「少なくとも配偶者については」といった言葉を入れて、必ずしも上限の撤廃だけが方法ではないというような意味合いを込める。「上限を撤廃するなど、社会保障制度のさらなる改善を要望する」と修文すれば、今のご意見に沿うような話になってくると思いますので、そういった形に修文します。

2点めに言っていた部分で、最低賃金増額のロードマップというよりは、政府が示した1,500円、あるべき姿というその根拠を明示いたしたいというほうに重きをおいているというご意見がありました。

それについては、労働者側のご意見はいかがですか。

市川委員 中賃でそういう考え方を出していただくということなので、異論はないです。

一方で、地賃で主体的にどういうロードマップを像として描いておくのかについては、議論したらいいと思います。

部会長 それから、中賃への要望として、全会一致になるまで十分審議を尽くしていただきたいと修文するということですね。

今いただいたご意見を踏まえて、案をもう少し練っていきたいと思います。ありがとうございます。

では、次に移っていきたいと思います。

前回までの専門部会において、改定金額について協議を重ねてまいりましたけれども、労使の合意を見るまでには至っていないという現状です。

昨日最後に労使それぞれにご意見をいただいたところではありますが、昨日からお考えに変更があったり、状況が変わったというようなことはございませんでしょうか。労働側からお願いします。

市川委員 昨日は、1,286円に6年で到達するということの根拠を持って、指し値を65円とさせいただきました。

この65円でコンクリートするわけではなくて、今後の審議で、労働側が考えているあるべき水準への到達のプロセスを念頭にして、中賃目安とのバランスの問題と、一定の根拠ある数字を考える余地があるということをおきたいと思います。

部会長 使用者側については、何かお考えに変わりがあるといったことはないということによろしいですか。

沖田委員 1点だけ質問させてください。

昨日労側に提示していただいた資料が非常にわかりやすく、根拠もはっきりしていて、こういうものが目指すべき姿の金額だろうなということは理解できたんですが、6割の問題は別として、賞与を含めているということが引っかけか。

最低賃金には賞与も含めて計算していいというメッセージにつながりはしないか懸念しています。

市川委員 そこは、考え方の相違だと思います。

公益委員からもそこについては質問がありましたけれども、我々は一般労

働者の所得がどれくらいか、この水準に対して何パーセントかといったふう  
に考えているので、一時金を除けて、月例賃金とは考えていない。生計費の  
考え方も含めてということですから、そういうことになると思います。

沖田委員            どちらかという年収ベースで出したほうがいいんじゃないでしょうか。  
公表することはないかもしれませんが、分けて出すと、最低賃金には賞与  
分も考慮されているんだなと誤って伝わってしまいそうで、あえて賞与と分  
けず、年収ベースとして示したほうがいいのでは。

市川委員            示し方はどうでもいいんですよ。  
我々は年収ベースでという言い方をしていたと思うんですが、年収ベース  
がどういう積算なのかということを示すために、ああいう分け方をして計算  
式を出した。そこはテクニックの問題ですから、公表するなら年収ベースと  
してかまいません。

宮地委員            たとえば、いつもは最低賃金未満の時給800円で、一時金で30万円、  
50万円払いましたというのは認められるんですか。

市川委員            極端に言ったら、年収ベースで見るとそういう考え方も出てくるとしま  
す。

宮地委員            でもこれは最賃法違反ですよ。

市川委員            最低賃金の表し方は時間単価で、年収ではないので、単なる最賃の時間単  
価を出す根拠として時給換算するために、一般労働者の月例賃金と一時金を  
積算して出ただけで、最賃を下回っていても一時金でカバーして、年収ベ  
ースで再計算すると最賃を超えているからいいかといわれると、現時点で言  
ったら法違反ですね。

宮地委員            そうですよ。

市川委員            我々は、最賃の単価を出す計算のプロセスの中で、一般労働者の一時金と  
月例賃金を足しこんで、年収ベースを173.8などの労働時間で割るとい  
うことを言っています。

白木委員            中位の6割ぐらいの水準という言い方をしていますが、それぐらいの水準  
が必要なんだという意味合いで出しているので、最賃額が賃金と賞与を合わ

せた額となるという話ではない。

沖田委員       そこは捉え方が非常に難しいですね。  
年収ベースでこれだけないといけないという考え方で捉えてしまうと、先ほど言われたように年収で保証すればいいんじゃないかという考えもできないこともない。ただ、最低賃金はそういう考え方ではなく、あくまでも時間額を示している。足りない分を一時金で補填しているから最低賃金法に反しないという話ではないという考え方もしっかり示さないといけないと思う。  
また、同一労働同一賃金の問題が出てきていて、企業側にしたら、今は同じ仕事をしているなら賞与を払いなさいという考え方もある。そこを考えたときに、賞与が含まれているからいいという誤ったメッセージになるんじゃないかということが気になっている。年収ベースにしても、それは賞与も含まれた金額でいいという捉え方をされると、どうやって説明するのかということになる。

市川委員       生計費がどれくらいの水準かということも含めて考えると、一般労働者の年収ベースで見るべきではないかということで、賞与も含んでいます。

沖田委員       それはわかります。

市川委員       私は高知市の公契約条例の委員もしていますけれども、議会から高卒初任給で計算してほしいという要請があった。  
高知市は15万円ほどなので、そのまま計算したら1,000円未満でワーキングプアなんですよ。  
しかし、なぜ公務員はワーキングプアと言われないかというと、年収ベースで考えるとワーキングプアではないから。その考えと一緒にです。

沖田委員       その考えでいうと、賞与をプラスして払っておけばいいんじゃないかとなってしまいやしないか。

市川委員       法的にいくら以上と決まるわけだから、大丈夫ではないでしょうか。

部会長       数字、計算式の捉え方をどちらから見るかによって、随分変わってくるといところだろうなというのが、聞いていて思うところです。  
このあるべき水準というのは、相対的貧困ラインを出すための計算式として、一般の人たちがどれくらいの収入の中で生活しているのかといった中で、貧困と言われる層がどの線のところなのかということを出す中で



の計算式ということで、賞与を与えていけば、時間給は安くてもいいという話ではないという考え方ですね。

一方で、使用者側としたら、こういう計算式が表に出るとなり、独り歩きしてしまうと、全体で見て最低賃金を超えていたらいいというようなメッセージに映りやすいかというような懸念をされているということですね。見方を変えれば、確かにそういう考えもあるのかなと思ったりもするので、なかなか難しいところかなとは思いますがね。

沖田委員 昨日、高知は標準生計費が高いという話があって、お金がたくさんいるみたいなイメージになっているんですが、貯蓄率も見ないといけないのではないかと思います。県民性もあると思うんですね。

アメリカでは貯蓄っていう考え方が非常に低いみたいで、コロナ禍で使える場所がなく貯めていたものが今一気に吐き出されているから、アメリカは好景気になっているんだという話がある。

貯蓄性を考えたときに、貯蓄せずにどんどん散財してもいいという考え方の県民性があつたら、それはたくさんお金を使うだろうなど。逆に、香川とか愛媛は貯蓄の考え方がものすごく強くて、非常にシビア。

たとえば飲みに行っても割り勘も10円単位だったり、1円台までというような県民性のところと、高知はどちらかというと大まかで、散財する傾向にあるので、標準生計費が全国平均より300円高いというのは、日々の生活というか、将来もわたっての考え方とか、県民性の違いじゃないかなと思っています。

生計費の考え方やどの数字をどう使ったらいいかは非常に難しいですね。

市川委員 今ある数字を見る。ここのテーブルに出てきた数字を参考にしているということ。

沖田委員 その評価の仕方が難しい。

市川委員 ほかのデータがあるなら、ここ出せばいいのでは。共通のテーブルに出して、審議すればいいという考え方ですね。

部会長 金額審議などにあたって、数字の根拠といったものを示しながら考えなければいけないけども、その数字をどのように評価するのかについては、立場によって評価の仕方が違い、数字を用いながらも、最終的には総合的に判断をしてというファジーな部分を残しながら金額を決めていかないといけないというのは毎年感じるころではあります。

沖田委員 特に今回みたいに、「頻繁に」というデータが突然出てきたりすると混乱してしまいますよね。都合のいい数字だけをお互いに考え合って、それが根拠だとしてしまったら、絶対話はまとまらない。

市川委員 部会長が言われたとおり、総合判断なんですね。数字だけで計算するんだったら、最初から方程式を作って計算すればいいので、こんな審議をする必要がない。お互いがどういうデータの見方をするかということを総合的に判断して、結論を出せばいいんですよ。

沖田委員 私もそのとおりだと思います。ただ、その基準が毎年変わったら困るなという。

市川委員 10年委員をやっていますが、あまり変わっていないと思います。変えるにはそれなりの理由が必要なんですよ。だから、大きくは変えていないと思います。

たとえば、消費者物価指数を見るというのも、去年は基礎的支出項目を重点に見た。今年はそれに加えて、基礎的支出項目のより精度の高い項目として、「頻繁に」というデータが中賃で出てきたということですよ。

基本的には最賃近傍労働者に一番影響のあるところの数字を使ったということだと思います。

沖田委員 それはなぜ今まで出てきていなかったんでしょうか。  
最賃近傍の方のことを考えるなら、今までも見てきたらよかったのに、今まで見てこなかったものを急に見始めた。

市川委員 このデータはわざわざ拾ったんですよ。  
公表統計上、この項目はなかったと思う。基礎的支出項目はありましたが、これについてもう少し正確に見ようということで、どちらかの委員が事務局にお願いしたと私は聞いています。

品目も出していましたよね。これなら、一般の人も含めて頻繁に使うものだよという話になったと聞いています。

中澤委員 市川委員が言うように、いろんな数字ありますけど、それをどう読み解くか、どう理解するかということなので、多分これについての議論をしても結論は出ない。労使それぞれ考え方も違いますし、どう捉えるか違いはありますよというだけのことじゃないですかね。

市川委員 最後はもう総合的に見ればいいんですよ。

部会長 なかなか貴重なご意見を双方から出していただきまして、ありがとうございました。

本日は政府への要望など、いくつかご意見をいただきましたけども、今日この場で配られたというところもあると思いますので、再度それぞれ目を通していただいて、こういった内容でよろしいのかどうかについて検討いただきたいと思います。

また、金額についても今日出された資料などに基づいて、より歩み寄りの検討をしていただきたいと思いますので、一旦ここで審議を中断いたしまして、検討の時間に入らせてもらいたいと思います。

(中断) 10:39

(再開) 11:46

部会長 再開をいたします。

本日まで審議を重ねてまいりまして、双方歩み寄っていただきました。

もうあと一步というところまで来ておりますが、今日の段階での合意には至っていない状況であります。もう少し審議を重ねていきたいと考えていますので、今回は8月13日火曜日の13時30分ということでお願いします。

今日議論されたことなどを持ち帰って重ねてご検討をお願いしたいと思います。

今後のスケジュールとしては、8月13日は審議を重ねた後、できましたらこの場で公益見解を説明して、公益案の提示をさせていただきたいと考えています。

本年度の運営小委員会において、専門部会の公益案を示す部分につきましては公開となるということが決まっておりますので、事務局においては審議は13日の13時30分からではありますが、公開は15時からということで、手続きを取るようにはしていただけますでしょうか。

13日は最初は審議の継続という形で審議を続けさせていただいて、15時頃に意見を示すというようなスケジュールを考えています。

採決の結果、全会一致とならない場合には、本審での採決となりますので、本審の委員にも連絡をよろしくお願いします。

状況に変化がありましたら、13日は審議を続けることで終了となって、また8月15日に会を開くということも、まだ想定しておりますので、15

日の予定も引き続き確保をお願いします。

以上で本日は終了したいと思います、何かございますでしょうか。

意見なし

部会長        本日は終了いたします。

[閉会]    午前11時50分